## 令和5年第4回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日令和5年12月5日本日の会議令和5年12月8日招集場所長 与 町 議 会 議 場

## 出席議員

1番 堀 真 議員 2番 藤 田明美 議員 3番 岡 田義晴 議員 八木亮三議員 5番 松 林 敏 議員 6番 西  $\blacksquare$ 健 議員 7番 浦 川圭一 議員 8番 中 村美穂 議員 9番 安 部 都 議員 10番 金 子 恵 議員 11番 山 憲一郎 議員 12番 堤 理 志 議員 13番 竹 中 悟 議員 15番 西 岡 克 之 議員 16番 安藤 克彦 議員

## 欠席議員

なし

## 職務のため出席した者

 議 会 事 務 局 長 荒 木 秀 一 君
 議 事 課 長 福 本 美也子 君

 係 長 江 口 美和子 君 主
 任 村 田 潤 哉 君

### 説明のため出席した者

町 長 吉田愼一 君 町 長 木 典 秀 君 副 鈴 教 育 長 良一 長 青 田 浩 君 金 崹 君 総 務 部 企画財政部 君 建設產業部 長 新 長 村 田 ゆかり Ш 吾 君 П 康保険部 住民福祉部長 宮 﨑 伸 之 君 健 長 森 Ш 寬 子 君 守 史 計 管 理 中 之 水 道 局 長 渡 部 君 会 者 田 君 育 昭 彦 君 教育委員会理事 教 次 長 本 鳥 勝 美 君 Щ 山 総 務 課 長 荒木 隆 君 秘 書広報課 長 大 山康 彦 君 契約管財 課長 永 野 英 明 君 政策企画課長 中 村 元 則 君 之 財 政 課 長 北 野 靖 君 税 務 課 長 和 田 弘 君 収納推進課長 小 川 貴 弘 君 土木管理課長 﨑 禎 三 君 山 產業振興課長 永 石 大 祐 君 福 祉 課 長 Ш 内 佳代子 君 こども政策課長 宮 司 裕 子 君 住民環境 課 長 田 愛 細 君 健康保険課長 護 険 課 森 本 陽 子 君 介 保 長 村 田佳美 君 教育総務課長 久 原 和 彦 生 涯 学 習 中尾盛雄君 君 課 長

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分 散会 11時07分

# 令和5年第4回長与町議会定例会 議事日程(第4号)

令和5年12月8日(金) 午前9時30分 開議

1		午前9時30	分開議
日程	議案番号	件名	備考
1	_	一般質問	
2	6 2	長与・時津環境施設組合規約の変更について	
3	63	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	※総務
4	6 4	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	6 5	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に 関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	6 6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
7	6 7	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
8	6 8	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<b>※</b> 総務
9	6 9	令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)	※総務 ※産業
10	7 0	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	※総務
1 1	7 1	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)	※総務
12	7 2	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※総務
1 3	7 3	令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)	※総務 ※産業
1 4	_	選挙管理委員及び補充員の選挙	

## 〇議長(安藤克彦議員)

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

通告順11、西田健議員の①安全・安心な住みよいまちづくりの取り組みについての 質問を許します。

6番、西田健議員。

## 〇6番(西田健議員)

おはようございます。早速ですが、質問をさせていただきます。①安全・安心な住み よいまちづくりの取り組みについて。昨今本町においても少子高齢化、人口減少という 構造的な課題が少しずつ押し寄せています。将来、人口が減少しても活気に満ち、安心 して暮らせる住みよいまちづくりが求められます。今回も町民の方々から長与町の諸課 題に関し、要望、ご意見を頂きましたので、以下について質問をいたします。 (1) 交 通渋滞の対策について。本町の交通渋滞対策、道の尾の交差点、三彩橋交差点、長与交 差点については、過去にも同僚議員から質問があっており、その際は町からは検討する 旨の回答でした。今回の町民からは「交通渋滞が全然解消できていない。特に朝夕の通 勤時間帯の道の尾交差点の渋滞は、反対にひどくなっている」との声を聞いています。 この十数年一向に渋滞解消の兆しが見えないとの意見があります。本件は長崎市、時津 町との連携が必須であり、簡単でないことは承知をしています。現在どういう状況にあ るのかお伺いをします。(2)町有財産の適正管理について。我が国の公共施設は、高 度成長期に整備されたものが多く、これから大量に更新時期を迎えることが予想される ことから、更新、統廃合、長寿命化を計画的に管理することが求められます。本町では 公共施設の維持管理については、長与町公共施設等総合管理計画、長与町公共施設個別 施設計画に基づいて管理されております。内容を確認しましたが、各施設ごとに利用状 況、老朽化状況について明確に記載してあり把握はできたのですが、今後の方針につい て本計画期間内と記載がありますが、いつ頃更新や改修等を行うのか、またその検討時 期が不明確だと感じております。そこで以下について質問します。(イ)1960年か ら70年代に建設された4施設、長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、 長与町営駐車場について、更新等の実施時期をお伺いします。(ロ)耐震補強の未実施、 不要の根拠についてお伺いします。 (ハ) 今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、 どのように公共施設を管理していくのかお伺いします。以上、よろしくお願いします。

## 〇議長(安藤克彦議員)

吉田町長。

## 〇町長(吉田愼一君)

皆さんおはようございます。それでは早速、西田議員のご質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、安全・安心な住みよいまちづくりの取り組みについて、1点目が交通渋滞の対策ということでございます。議員ご指摘の3交差点を含め渋滞対策につきましては、かねてより長崎県が主体となり長崎市、時津町、長与町の道路政策担当

による協議を定期的に行っているところでございます。渋滞解消の方法としましては、 現在の渋滞箇所を迂回できる新たな道路の新設や既設道路の拡幅、信号機の時間調整な どが主なものであると認識をしております。ご質問にあります3交差点のうち、道の尾 交差点、この交差点につきましては、高田南土地区画整理事業におきまして、現在施工 中の三千隠線の完成、また長与ランプから高田中学校に抜ける、これ仮称でございます けども、柳田椿林線の完成により車両交通の分散に期待できるものでございます。併せ て長崎市方面へのルートの一つでございます蓬来橋から住吉方面につながる長崎市道に つきましても、改良につきましての要望および協議を長崎市と行っているところでござ います。次に三彩橋交差点につきましては、長与町と時津町とでビューテラス北陽台団 地と時津町区画整理区域とを連絡する構想路線につきましては、継続して協議をしてい るところでございます。完成の際には、時津町と長与町を行き来できる新たなルートと なりますので、渋滞緩和に寄与するものと考えております。次に、長与交差点(下高田) につきましては、多良見方面あるいは青葉団地方面から役場方面へ右折する車両が多く、 高田郷方面へ直進する車両が通れず渋滞していると認識しておりますので、道路を管理 している長崎県に対して、右折帯の延長や車道の拡幅を要望しているところでございま して、県の方もそれは十分理解をしているところでございます。またそれぞれの交差点 周辺の信号機の時間調整につきましては、警察当局に確認したところ、広域的に全体の 交通状況を見ながら信号サイクルを制御しているとのことであり、警察におかれまして も本町の交通状況は十分把握されていると思っております。今後とも渋滞対策につきま しては、県、長崎市、時津町と協議を重ねながら、効果的かつ効率的な方策を検討して まいりたいと考えております。

続きまして、町有財産の適正管理という大きな2つ目の点でございます。まず最初の1960年から70年代に建設された4施設について、更新等の実施時期を伺うというご質問でございます。公共施設等総合管理計画につきましては、議員ご質問のとおり公共施設等の老朽化対策が全国的な課題となる中で、国の指針等に基づき公共施設などの計画的な管理に関する基本方針や考え方を定めるとともに、アクションプランである個別施設計画におきまして、施設類型ごとの長寿命化や更新等に関する具体的な対応方針をお示ししているところでございます。本町におきましても公共施設の維持管理や更新に要する費用がこれまで以上に増大することが予測される中、厳しい財政状況を踏まえ町の財政負担を軽減、平準化しつつ、人口減少、少子高齢化等による利用需要の変化を見極め、持続可能な町民サービスを確保できるよう、公共施設等の適正な維持管理を行っていくことを主眼といたしまして各計画を策定をしているところでございます。議員からご指摘を頂いております長与町公民館、高田地区公民館につきましては、個別施設計画の中では、令和9年度から令和11年度中に今後の施設の方向性を検討することといたしております。また、上長与地区公民館、長与町営駐車場につきましては、基本的に現在の目標使用年数を目安に施設の長寿命化を図ることとしているところでございま

す。続きまして、(ロ)の耐震補強の未実施、不要の根拠についてのご質問でございま す。まず耐震補強の不要につきましては、昭和56年以降の建築基準法に定める耐震基 準を満たした建物を示しております。未実施につきましては、昭和56年以前に建築さ れた、いわゆる旧耐震基準の建物で耐震補強工事を実施していない施設となりますが、 基本的には施設の劣化状況調査におけるコンクリート診断等により一定の強度が確認さ れている施設、また近い時期に施設の更新が見込まれているものなどとなっております。 次に(ハ)の今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように公共施設を管理 していくのかというお問い合わせでございます。本町の公共施設管理の基本的な考え方 につきましては、計画にも記載のとおり、施設の利用状況を踏まえ、現在の施設保有量 を維持することを目的に、施設の長寿命化を図るとともに、施設を更新する場合には利 用状況に応じた施設規模とする他、他施設との複合化や集約化を検討することで施設保 有量の縮減、これを図るということとしております。またこうした考え方をもとに個別 施設計画におきまして、施設管理スケジュールを定めておりますので、そのスケジュー ルを基本にしつつ年度ごとの財政状況や施策の優先順序を踏まえながら、実際に施設の 改修、更新や方向性の検討を進めてまいります。今後も庁舎内の組織横断的な検討組織 であります、長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会での議論を通して、個別施 設計画の定期的な見直しや、必要に応じて個別の検討事項につきましても随時議論を行 い、公共施設の管理を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

## 〇議長(安藤克彦議員)

西田議員。

#### 〇6番(西田健議員)

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目の交通渋滞の対策についてなんですけども、いろいろ私も調べるうちに前回同僚議員からも質問があっておりますし、なかなか解消されていないということで、私も今回もう1回質問してみようと思ったんですけども、調べるうちに仕方ないのかなという面も確かにありました。そこでちょっと質問をしたいんですけども、長与町の都市計画マスタープランには、交通渋滞に関しての課題としてずっと記載があります。ただその課題というだけで、先ほど町長答弁にされましたけども、具体的な実施策というのがどこにも書いてないんで、町民の皆さんも全然分からないと思うんですけども、どこかで記載をしてほしいと。町民の皆さんにこういうことでこういうことをやってるというような、そういうことを知らせてほしいと思ってるんですけど、どうでしょうか。

## 〇議長(安藤克彦議員)

山口建設産業部長。

## 〇建設産業部長(山口新吾君)

議員お示しのとおりこの長与町の都市計画マスタープランについては、町の今後の方 針といいますか、まちづくりの基本的なことを示す計画でございまして、なかなか具体 的な内容にまでは触れていないというところが現状でございますので、本町のそういった交通渋滞の現状については、そういった機会があれば広く町民にお示しをして、本町がどういった対策をしてるのか周知をしていく方法も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

西田議員。

#### 〇6番(西田健議員)

よろしくお願いします。これは町民の皆さんからいつも全然変わらないというふうなご指摘ばっかりを受けるので、何とか前向きに検討していただきたいと思ってるんですけども。その策として今月号の広報ながよで、町長が国土交通省へ207号の早期整備の要望書を提出したという記事があったんですけども、私は今回のこの交通渋滞については、やはりもういろんな策あるかもしれないんですけども、道路の整備とか、車線を増やすとか、抜け道を造るとか、もう結局はそういうことがないとこの交通渋滞は絶対もうなくならないと思ってるんですけども、何か国道交通省に要望なりするような考えはございますでしょうか。

## 〇議長(安藤克彦議員)

建設産業部長。

## 〇建設産業部長(山口新吾君)

今後の働きかけということでございますけれども、この交通渋滞対策につきましては、 やはり広域的な取り組みが重要であるというふうに考えておりまして、現在整備を進め ております西彼杵道路南北幹線道路の整備が進むことが本町の渋滞緩和にもつながって くるのかなというふうに期待をしているところでございますけれども、そういった道路 ですね、これにつきましては西彼杵道路長崎南北幹線道路建設期成会というものもござ いまして、それを通じまして本町の実情を訴えながら早期完成に向けて現在も要望して おりますし、今後も要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

## 〇議長(安藤克彦議員)

西田議員。

### 〇6番(西田健議員)

分かりました。町民の皆さんは私の支持をしてくれる方たちはだいたい大体サラリーマンが多くて、毎朝と夕方通勤で車を利用している方がもうこういう渋滞であればもうストレスがたまるということで「強く言ってくれ」ということを言われてるんですけども、先ほども言いましたけども、要は何をするというのをスケジュールを作って、それでいつまでにこういうのをやると、目に見える形での実施項目をしていただきたいと要望いたします。最後ですけども、来年町長選がありますけども、もし町長が出馬されるんであればぜひこの交通渋滞対策というのを公約にしてほしいと思っております。以上についてこの辺は終わりたいと思います。

次に2の公共施設の関係ですけども、これについてもいろいろ調べるうちに、ほぼ納得はいっているんですけども、ちょっと確認だけさせてください。この公共施設個別施設管理計画なんですけども、この中でまず一番最終のページの37ページに対策費用ということで、各年度ごとの改修費用、更新費用を記載されているんですけども、ちょっとまず確認が、令和6年度から8年度については更新費用が19億2,000万円というふうに書いてあります。他の年度と比べて突出しているんですけども、この理由をお聞かせください。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

中村政策企画課長。

#### 〇政策企画課長(中村元則君)

個別施設計画におきましては、施設管理スケジュールとして5年スパンの期ごとのスケジュールを掲載させていただいております。令和6年度から8年度につきまして、更新費用が金額かなり大きくなっておりますけれども、複合施設の更新期となりますので工事費も多額となっているような状況でございます。

## 〇議長(安藤克彦議員)

西田議員。

## 〇6番(西田健議員)

これは図書館建設のあれとはまた違うんですよね。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

政策企画課長。

#### 〇政策企画課長(中村元則君)

令和6年から8年度になりますので、図書館と健康センターの複合施設の更新期と重なっている状況でございます。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

西田議員。

## 〇6番(西田健議員)

それから今回のこの質問したあれなんですけども、長与町公民館なんですけども、長与町公民館、結構もう60年ぐらいたってるんですけども、これのスケジュールが令和9年度に方向性検討というふうに町長答弁あったんですけども、そして耐震化も未実施ということで、一番古い施設で壁も汚い状況で。これは先輩の方からそういう公民館というのは町の顔だということで、古ければ町自体を見られるというふうにも言われたのでなるほどと思って、これを機会に今回ちょっと質問してるんですけども、この耐震性も耐震化も未実施と、そして令和9年度に方向性を検討すると、どういう検討をされるのかお願いします。

### 〇議長(安藤克彦議員)

政策企画課長。

## 〇政策企画課長 (中村元則君)

長与町公民館、中央公民館の今後の方向性といたしましては、2032年が施設の目標使用年数を迎えることとなりますので、令和9年から令和11年度に更新の方向性について検討を始めることとしております。なお、設置目的や住民ニーズなどを踏まえると今後も維持していくべき施設であると考えております。公共施設の更新につきましては、単一機能での建て替えを基本とするのではなく、機能の集約化、複合化の可否についても検討することとなります。

### 〇議長(安藤克彦議員)

西田議員。

## 〇6番(西田健議員)

私としては建て替えを希望したいんですけども、いろいろ財政の状況とかもあるかも しれません。了解しました。なるべく更新の方、改築の方向で検討をしていただければ と要望をしておきます。その他にこのもう1つ、今回図書館、健康センター複合施設が できて造るようになって、その後の現在の図書館とか今ある健康センターというのはど ういうふうにするのかというのは何か考えておられるのか、お伺いします。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

政策企画課長。

## 〇政策企画課長 (中村元則君)

現在の図書館につきましては、長寿命化の起債の条件としまして5年以内の除却っていうことで条件が付いておりますので、除却の方向で検討しております。 ふれあいセンター、健康センターにつきましては、現在検討中ということになります。

## 〇議長(安藤克彦議員)

吉田町長。

## 〇町長(吉田愼一君)

こういったものを総合的にまた検討しないといけない時期に来てるんですよね。だから図書館ができると今の図書館は不要になりますので、中央公民館ももうかなり老朽化してます。それに社会福祉協議会の問題があります。それで昨日出ましたような婦人の家ですね。あそこの問題もあります。こういったものを総合的にどうやっていくかということを、今後この計画の中できちんとした形で整理していきたいと思ってるんですよ。いずれにしても健康センターが合築できて、そして図書館ができるということですので、要らなくなるものができるわけですので、その分の跡につきましては整理して、またご報告できるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

#### 〇議長(安藤克彦議員)

西田議員。

#### 〇6番(西田健議員)

了解いたしました。通告書でも述べましたけども、公共施設に関しては更新、統廃合、

長寿命化を計画的に管理をしてということで要望して質問を終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。

### 〇議長(安藤克彦議員)

これで西田健議員の一般質問を終わります。 場内の時計で10時05分まで休憩します。 (休憩 9時55分~10時05分)

#### 〇議長(安藤克彦議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、堀真議員の①GIGAスクール構想によるICT機器の活用状況について、②不登校生徒の支援についての質問を同時に許します。

1番、堀真議員。

## 〇1番(堀真議員)

本定例会最後の質問者です。よろしくお願いします。それでは質問に入ります。①G IGAスクール構想によるICT機器の活用状況について。近年学校教育において基盤 的なツールとしてデジタル化が進み、コロナの影響もありGIGAスクール構想が前倒 しとなり始まりました。本町では令和3年度に本町の小中学生を対象にタブレット端末 を1人1台貸与し、令和4年度からは電子黒板を各小中学校に導入しています。(1) 電子黒板の導入後、どのような成果、効果があったのか。現場の先生方はどのようなと ころに苦慮されているのか。また、児童生徒はどのような反応を示しているのか伺いま す。(2)本町のGIGAスクール構想推進計画から抜粋すると「基本的にタブレット 端末のインターネット接続は学校のみにしている」とあり、前回同僚議員の一般質問へ の答弁で「不登校生徒に対してはリモートで単一方向のオンライン授業を行っている」 とあります。これに対して、自宅にWi-Fi環境のある家庭は問題ないと思うんですけれ ども、備わっていない家庭においてはどのようにして授業を受けるのかをお伺いします。 (3) 大阪府吹田市でタブレット端末を活用したいじめ防止、相談ツール「マモレポ」 が導入されています。これは学校生活アンケート等に加え、児童生徒が直接学校や教育 委員会にいじめの相談、報告ができるシステムであり、いじめ等の早期発見、早期対応 につなげる取り組みであります。学校や教育委員会が生徒からヘルプサインを受信した 場合に、相談内容に応じながら生徒とやり取りや見守りも可能であります。このような いじめ相談対策のできるソフトが、本町で導入されているのか伺います。

大きな2番、不登校生徒の支援について。子どもたちが学校に通えなくなったときに、 担任の先生を通じて保護者とさまざまなやりとりがあると思いますが、不登校生徒の保 護者から中学2年生で不登校になり、3年生になってフリースクールの存在を初めて知 ったということをお聞きしました。不登校生徒になるタイミングや背景が1人1人異な るので、何をどのタイミングで担任の先生が伝えるのかは難しいと思います。情報をま とめて保護者へ伝えることで子どもたちだけでなく保護者の不安も減り、担任の先生の 負担も減ると考えます。そこで、完全な不登校でない場合の生徒も含め、学校に行けなくなった生徒の家庭不登校生徒支援マニュアルなどの情報提供をする仕組みは作られているのか。作られていない場合、本町でも制作されてはいかがか、こちらをお伺いします。よろしくお願いします。

## 〇議長(安藤克彦議員)

金﨑教育長。

#### 〇教育長 (金﨑良一君)

おはようございます。堀議員のご質問にお答えいたします。初めに1番目、GIGA スクール構想によるICT機器の活用状況についての1点目、電子黒板の導入による成 果のご質問につきましてお答えいたします。本町におきましては、GIGAスクール構 想による1人1台端末の学びをさらに充実させるために、65型の電子黒板を町内全て の小中学校に導入しております。電子黒板は1人1台端末の学びの効果を高める重要な ツールの一つでございます。デジタル教科書の活用とともに効果的な教材提示等が容易 にできるようになり、児童生徒の学習意欲を高め、内容の理解を促しております。また、 児童生徒は端末内のスライド資料を電子黒板に投影しながら自分の考えを効果的に発表 するなど、電子黒板を発表ツールの一つにしており、児童生徒にとって電子黒板は必要 不可欠なツールになっております。また、デジタル教科書やデジタル教材を用いた指導 が容易にできる電子黒板は授業の効率を上げることができるため、教師にとっても重要 なツールとなっております。現在導入しております電子黒板は、スマートフォンやタブ レットのように画面のタッチやスワイプといった手軽な操作で活用ができますので、こ れまでICT機器の扱いに苦手意識があった教職員による活用も進んでおります。次に、 2点目、Wi-Fi環境のない家庭でのオンライン授業についてのご質問についてお答えい たします。不登校対策に限らず児童生徒の家庭でのオンライン学習の推進のため、令和 4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、Wi-Fiルーター を購入しております。購入したルーターの希望する世帯への無償貸与、併せて、要保護、 準要保護世帯および特別支援就学奨励費の対象世帯の一部に向けた通信費の公費負担も 行っております。なお、今年度の夏休みの宿題の一つとして、全ての学校でインターネ ット通信を伴うタブレットを活用したAIドリルによるものを実施しておりますが、こ の取り組みについて特段の問題も発生していないことから、現状として、各家庭のイン ターネット環境はオンライン学習に支障がない程度に整備されているものと思われます。 続きまして3点目、いじめ相談、対策ソフトの導入の有無のご質問につきましてお答え いたします。児童生徒のSOSの早期発見には、議員がお示しの大阪府吹田市の事例の ように1人1台端末の活用は有効だと考えております。本町におきましても、令和5年 10月17日に文部科学省より発出されました「いじめ・不登校緊急対策パッケージ」 を受けて、児童生徒の小さなSOSの早期発見ができるように、児童生徒が1人1台端 末を用いた学習する際に必ず経由するプラットフォーム「Lゲート」に心の健康観察が

できる環境を準備し、その活用を町内の小中学校に推奨しております。この心の健康観察は児童生徒が直接学校や教育委員会にいじめの相談や報告ができるシステムであり、 試験運用を今月から行っているところでございます。

続きまして2番目、不登校児童生徒の支援についてのご質問につきましてお答えいたします。現在学校におきましては、不登校および不登校傾向が見られる児童生徒に対して、その要因や現状の把握に努めております。また、当該児童生徒はもちろんですが、議員がお示しのとおりその保護者も大きな不安や悩みを抱えていらっしゃいますので、学校の教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理や福祉の専門家の力も借りて、それぞれに寄り添いながら個別の支援や働きかけを行っております。不登校の要因や背景は多様で複雑化しておりますし、児童生徒の発達段階や家庭の事情等で対応の仕方はさまざまでございますので、本町としましてはマニュアル化するのではなく、学校や教育委員会が関係機関との連携を図りながら、不登校や不登校傾向にある児童生徒や保護者に対して、個別の支援や働きかけを今後も丁寧かつ粘り強く行ってまいります。以上でございます。

### 〇議長(安藤克彦議員)

堀議員。

## 〇1番(堀真議員)

答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。電子黒板におきまして、1人1台の端末の学びをより深めるということで、電子黒板が今、教育環境ですごく生徒それから先生においても働き方改革などの改善を含め、良い方向で進んでいることを確認できたので、こちらに関しては回答は結構です。(2)に関してですけど、こちらも確認であったんですけどWi-Fi環境がない世帯があると思っていたので、そういった方々にどういったサポートをされているのかっていうところをちょっとお聞きしたかったので、こちらに関しても確認の意図で質問させていただきました。(3)ですね、こちら質問なんですけど、ソフトを今月から導入ということなんですけど、そのソフトを導入するに当たっての費用、そういったところに関して現状分かる範囲であれば詳細を教えていただけると幸いです。

## 〇議長(安藤克彦議員)

鳥山教育委員会理事。

## 〇教育委員会理事(鳥山勝美君)

今月から試験運用しております心の健康観察のソフトにつきましては、教育委員会の 方で作成をいたしましたので費用はかかっておりません。

#### 〇議長 (安藤克彦議員)

堀議員。

### 〇1番(堀真議員)

ありがとうございます。費用がかかっていないということで、すごく生徒を含め皆さ

ん安心されていると思います。

次、大きな2番です。こちらちょっと自分のニュアンスというかお伝えの仕方がちょっとふさわしかったのかわかんないですけど、いわゆるマニュアル主義的な意味合いではなくて、不登校傾向というのも数値化、見える化はなかなか難しいと思うので、そういった傾向にあるないに関わらず、そういった冊子として例えばフリースクールだとか適用指導教室とかそういった内容を網羅した冊子を作って、皆さんにお渡しいただければという意図で質問したんですけど、こちらに関しても丁寧に粘り強く生徒に対して対応していくということで、これに関して質問というより感謝の気持ちっていうところなんですけど。議員必携にもあるようにあまり緊張関係を持って執行機関と議会があまり近づき過ぎていけないと思うんですけど、自分も中学校の時代に不登校だったときに現教育長に助けられて、社会的自立した一モデルであるということで、今そこに関して、ちょっとこの場でそれを申し上げるのが適切ではないと思うんですけど、感謝して短かったんですけどこれで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 〇議長(安藤克彦議員)

これで、堀真議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

(休憩 10時19分~10時35分)

### 〇議長(安藤克彦議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第62号長与・時津環境施設組合規約変更についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第62号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しま した。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第62号長与・時津環境施設組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第63号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第64号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間 等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題 といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第66号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただい今議題となっています議案第67号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第68号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)を議題といた します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、八木議員。

## 〇4番 (八木亮三議員)

議案第69号令和5年度一般会計補正予算(5号)について、私の所属しております 委員会に所管しない部分について1点お伺いいたします。ふるさと納税についてですが、 説明書の16、17ページ、歳出の方です。産業振興課所管になると思いますが、2款 2項 1 目 7節、ふるさと納税返礼品費ですが、これに関連しまして先月諫早市のふるさと納税返礼品において果物や牛肉がルールである区域内において生産されたものというルールを満たしていない県外産などの物だったとして市長が謝罪し、ふるさと納税サイトも諫早市の取り扱いを一時停止するなど全国的なニュースになりましたが、本町のふるさと納税事業に参加している町内事業者の商品でそのようなことがないと何らかの形で確認しているのかどうか伺います。もう 1 点、同じふるさと納税について、その下の節の役務費等について伺いますが、ふるさと納税、歳入の方が 5, 500万円と計上されて、返礼品費が 1, 650万円ですのでこれぴったり 3割となっていますので、総務省のルールのいわゆる返礼品費 3割のルールは守られていることが分かりますが、11節の役務費と 12節の委託料をこの返礼品費と合わせると 3, 663万8,000円で、これだと先ほどの歳入額 5,500万円に対し約 67%となっており、経費総額は 5割以下とするという総務省のルールに沿わないのではないかと思うんですが、ちょっと説明をお願いいたします。

### 〇議長(安藤克彦議員)

永石産業振興課長。

## 〇産業振興課長 (永石大祐君)

それでは返礼品の産地外等の確認についてでございますが、返礼品につきましては、まずは事業者の方からこちらが委託している中間業者の方に返礼品等の協議がありまして、まず一時的に委託しております中間業者により返礼品の確認をしているところです。そこで国県の登録フォームでいったん登録していただいて、その後に町とまた委託業者間でヒアリングを行って内容を確認してから、総務省に返礼品の内容ということで報告しているところでございます。先般のお話後にも、町からも実際の返礼品を出していただいている事業者につきましては、改めて総務省通知等の内容をお知らせしております。もう1点が、役務費、委託料を含めたところでの5割以内ということでございますけれども、こちらも総務省の通知が今年度出ておりまして、委託料につきましては募集に係る経費と募集外の経費ということで、委託の内容についても2区分ございまして、それが10月以降はどちらも5割の方に含めるということで、今回につきましては9月までの募集外に係る経費についてはその5割には該当しないということでなっております。

## 〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第69号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第10、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第70号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第71号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題と します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、安部議員。

## 〇9番(安部都議員)

質問いたします。この国民健康保険税の出産に関わる出産被保険者に対する均等割と 所得割の税額の減額でありますけれども、これは令和6年1月1日からの施行というと ころで、届け出が6カ月前からできるというところなんですが、例えば令和6年1月2 日の出産予定日の人が6カ月前に届け出をして、例えば出産が1月2日の予定が例えば 令和5年12月になった場合、早産になった場合には、この辺りは被保険者の減額とい うのは値するのかどうなのかその辺りを教えてください。

#### 〇議長(安藤克彦議員)

森本健康保険課長。

## 〇健康保険課長 (森本陽子君)

減免の対象になるものが出産予定月の一月前から4カ月間となっておりますが、法の施行が令和6年1月1日なので12月の出産の方も1月以降の分の減免ということになります。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

安部議員。

## 〇9番(安部都議員)

では、単胎妊娠の場合は1カ月前から、多胎妊娠の場合は3カ月前から翌々月というところで、やっぱりそこのところはその間に届け出を出した人は当たるけれども、例えば1日違っただけで入らないわけですよね。その辺りはいかがですか。

## 〇議長(安藤克彦議員)

健康保険課長。

## 〇健康保険課長 (森本陽子君)

法の施行どおりにいきますので1日違いでありましても、法のとおりに減免いたします。

## 〇議長(安藤克彦議員)

安部議員よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第72号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### 〇町長(吉田愼一君)

それでは議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)につきまして提 案理由を申し上げます。本補正予算は、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフ レ完全脱却のための総合経済政策におきまして、低所得世帯支援枠を追加的に拡大する とともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援 地方交付金の追加が盛り込まれ、本交付金に対する国の補正予算が11月29日に成立 されたことを受け、さらに本交付金を活用する事業につきましては年内の予算化を求め られていることから、急遽補正予算をお願いするものでございます。まず、予算書の1 ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ3億7,905万9,000円 を追加いたしまして、補正後の総額を156億5,868万9,000円とするものでご ざいます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によ りご説明申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金の増額を計上しております。19款繰越金は今回の財源調整として計 上しておるところでございます。続きまして3ページの歳出についてのご説明を申し上 げます。2款総務費では、地域に不可欠な交通手段を確保するため、利用者の利便性向 上につながるDX事業を実施するバスおよびタクシー事業者に対しまして、支援を行う 地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費を計上しております。 3款民生費でござい ますけれども、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、低所得 世帯に対しまして1世帯7万円を追加支給する低所得世帯支援給付金事業費の増額およ びエネルギー価格高騰の影響を受ける町内私立保育所等に対し電気料金の支援を行う私 立保育所等電気料高騰緊急支援事業費を計上をしております。4款衛生費では、省エネ ルギー型家庭用電化製品購入事業補助金の第2弾に伴う事業費を増額計上しております。 6款農林水産業費ではエネルギー価格高騰の影響を受けている大村湾漁協に対しまして、 省エネルギー設備等の更新を支援することにより、漁業経営への影響緩和を図るための 大村湾漁協施設整備等負担金を計上しておるところでございます。 7 款商工費では、町 内に本店を置く中小企業および町内に住民登録がある個人事業主に対し、物価高騰の影 響を緩和するため上限10万円を支給する中小企業等物価高騰対策支援事業費を計上し ております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説

明書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

## 〇議長(安藤克彦議員)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、八木議員。

## 〇4番 (八木亮三議員)

こちらも私の所属していない産業文教委員会分に当たると思われるところを1件伺います。説明書12、13ページの商工費、7款1項1目18節ですが、長与町中小企業等物価高騰対策支援補助金について、それほど詳細じゃなくてもいいんですが、ざっと大まかに補助の要件、1件当たりの補助金額、それからこの予算というのは何件を見込んで計上しているのか、ちょっとその辺りのご説明をお願いします。

### 〇議長(安藤克彦議員)

産業振興課長。

## 〇産業振興課長 (永石大祐君)

長与町中小企業等物価高騰対策支援補助金でございますけれども、こちらにつきましては令和6年1月1日現在で町内に本店が存在しております中小企業者または個人事業者の方で、令和5年の確定申告をされた業者を対象にさせていただいて、支援の内容としましては、令和5年の確定申告でされたうちの経費につきまして、そのうちの0.5%を支援対象と。上限を10万円ということで考えております。町内の事業者数の想定としましては1,000件を想定しております。

#### 〇議長(安藤克彦議員)

八木議員。

## 〇4番(八木亮三議員)

そうしますと以前の事業者への補助金のような例えば売り上げが前年と比べてこんだけ下がったとかそういう要件はないということですかね。あと、もう1点は、周知方法等も一応お願いします。

## 〇議長(安藤克彦議員)

産業振興課長。

## 〇産業振興課長 (永石大祐君)

売り上げの要件につきましては今回は設けない予定としております。周知につきましては、前回の支援時に申請いただいている方には直接ご案内と、あとは広報等でのご案内を考えております。

## 〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑はありませんか。

9番、安部議員。

#### ○9番(安部都議員)

13ページ、4款1項7目でお聞きいたします。600万円省エネルギー型家庭用電

化製品補助金、第1弾ではクーラーと冷蔵庫の補助金だったと思うんですが、今回の第 2弾におきまして補助金の内容を教えていただけますか。

## 〇議長(安藤克彦議員)

細田住民環境課長。

## 〇住民環境課長 (細田愛二君)

今回補正をお願いしております省エネ家電購入の支援補助金ですけれども、この内容については第1弾とほぼ全く同じ内容ということで考えていただいて結構かと思います。内容につきましては、一定の省エネの、地球温暖化対策に関する分の基準を満たしているエアコンと冷蔵庫の2製品になるんですけども、それの購入価格の5分の1で、補助の上限が4万円までということでさせていただいております。ということで前回と内容は同じということで考えていただいて結構かと思います。

## 〇議長(安藤克彦議員)

安部議員。

#### ○9番(安部都議員)

環境省では、例えば省エネ家電の他に住宅断熱のリフォーム助成とかそういうところがありますけど、本町に限っては冷蔵庫とエアコンに限るというところでよろしいんでしょうか。

## 〇議長 (安藤克彦議員)

住民環境課長。

### 〇住民環境課長(細田愛二君)

今回の交付金の内容なんですけれども、いろんな生活者支援であったり事業者支援であったりさまざまなメニューがあっておりまして、今回なぜ本課の方では省エネ家電の購入の補助を対象としたかと言いますと、年度当初にさせていただいた補助金がかなり好評であったことから2カ月程度で補助金満額の申請をいただいておりまして、その後も問い合わせ等も何件か頂いております。そういったこともありまして、また今回追加の交付があるということもあったもんですから、ということで好評であったその省エネ家電の購入支援をまたさせていただこうということでさせていただきました。議員が今ご提案の断熱窓とかそういったものの支援というのもございますけれども、それについてはまた今後その地球温暖化対策の関係の補助とかでも、そういったことで、その一つとして対策としてできるかどうか、そこら辺については検討させていただきながら進めてまいりたいと思います。

## 〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑ありませんか。 5番、松林議員。

#### 〇5番(松林敏議員)

説明書の11ページにあります2款1項8目長与町地域公共交通デジタル化等利便性

向上事業費補助金の説明を求めるのと、あとこれを利用できる本町にある事業者はどういったものがあるのかお教えください。

## 〇議長(安藤克彦議員)

中村政策企画課長。

## 〇政策企画課長 (中村元則君)

長与町地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金につきましては、コロナ禍からの経営悪化、そして運転手などの人材不足に苦しむ中、引き続き地域に不可欠な移動手段を確保するため、利用者の利便性向上につながるDX事業、デジタル技術を活用し人々の生活をよりよいものへ変革することの事業を実施する地域公共交通事業者に対する支援を行うものでございます。内容につきましては、町内を運行する路線バス事業者が導入するバスロケーションシステム、こちらがスマートフォンやパソコンでバスの位置情報や遅延情報などの運行状況を確認できるシステムで、将来的にはバスの接近情報を表示できるスマートバス停に活用できるものになりますけれども、こちらのシステムの導入や、また町内に本社を有するタクシー事業者が導入する配車アプリ、こちらがスマートフォンで配車や予約ができるシステムとなります。こちらの導入に対する支援を予定しております。町内の対象事業者としましてはタクシー事業者が1社となります。

## 〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第73号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第63号から議案第73号までの11件は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第73号までの11件は、12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。各常任委員長は審査の結果を12月14日までに議長に報告願います。

日程第14、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって 指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

まず選挙管理委員に長与町岡郷村山和聡氏、長与町嬉里郷境ケイ子氏、長与町三根郷永冨雅徳氏、長与町丸田郷西出和美氏を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今議長が指名しました村山和聡氏、境ケイ子氏、 永冨雅德氏、西出和美氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員、第1順位長与町三根郷浦川末子氏、第2順位長与町本川 内郷本多邦子氏、第3順位長与町まなび野秀志麻氏、第4順位長与町丸田郷髙江雅徳氏 を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めること にご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました第1順位浦川末子氏、第2順位本 多邦子氏、第3順位秀志麻氏、第4順位髙江雅徳氏、以上の方が順位のとおり選挙管理 委員補充員に当選されました。ただ今当選された方には、会議規則第33条第2項の規 定により、文書をもって告知することとします。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降委員会審査のため本会議を休会し、 12月15日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 11時07分)